

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とは、取締役会が決定した方針のもと、執行役員が担当業務を執行する権限と責任を持つことで迅速化を図るとともに、経営の公正性及び透明性を高めることによりコンプライアンス体制、効率的な経営体制の確立を実現することにあります。また、社外の有識者も参加するコンプライアンス委員会を設置し、権限を付与することによって第三者の視座が経営判断に反映される体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則4-11-3)

取締役会全体の実効性の分析・評価については、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、その具体的な評価手法も含め、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況につきましては、

「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」

として次の当社ホームページ（コーポレート・ガバナンス）にて開示を行っております。

<http://belluna.co.jp/irinfo/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社フレンドステージ	33,920,714	34.88
安野 清	9,934,476	10.21
BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND	7,103,000	7.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	6,367,800	6.54
安野 公	2,914,914	2.99
株式会社三井住友銀行	2,246,116	2.30
野村信託銀行株式会社	1,968,428	2.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,953,100	2.00
ベルーナ共栄会	1,614,736	1.66
みずほ信託銀行株式会社	1,546,380	1.59

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
山縣秀樹	弁護士										
渡部行光	公認会計士										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山縣秀樹				弁護士として法律に関する専門知識や経験等を有していることから選任しております。なお、山縣秀樹氏とは顧問弁護士契約を締結していますが、その契約による報酬は少額であり、一般株主との利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定いたしました。
渡部行光				公認会計士としての財務及び会計に関する専門知識や経験等を有していることから選任しております。渡部行光氏と当社の間に人的関係、資本関係及び取引関係その他特別な利害関係はありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

補佐する専任スタッフは配置しておりませんが、連携して監査を行う内部監査室が適宜適切な情報の共有や事前説明を行うなどのサポートを行っております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と四半期に1回会合し、監査の実施状況について報告を受け、必要な情報交換を行っております。また、内部監査部門（内部監査室）と緊密な連携を保ち、その監査成果を高めるため定期的に会合を開催しております。監査等委員会は、内部監査室より監査計画及び監査実施状況について報告を受け、意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を全て満たすと判断した場合に、当該社外役員が当社からの独立性を有しているものと判断する。

- (1)当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（注1）ではなく、過去にも当社グループの業務執行者でないこと
 - (2)当社が大株主である会社の重要な業務執行者（注2）でないこと
 - (3)当社の主要な取引先（注3）の重要な業務執行者でないこと
 - (4)当社の主要な金融機関（注4）の重要な業務執行者でないこと
 - (5)当社グループから多額の報酬または寄付（注5）を受領する法律専門家、会計・税務専門家、各種コンサルティング専門家または研究・教育専門家でないこと
 - (6)当社グループの業務執行者の親族関係（3親等以内または同居親族）でないこと
 - (7)上記の他、独立社外役員としての独立性に疑義があり、一般株主と利益相反の懼れがあると合理的に判断されないこと
- （注）1. 業務執行者とは、取締役、執行役員、使用人をいう。
2. 重要な業務執行者とは、取締役、執行役員、部長級以上の使用人をいう。
3. 主要な取引先とは、過去3年間のいずれかの事業年度において、当社グループとの取引の対価の支払額または受取額が取引先の（連結）売上高の2%以上または当社グループの連結売上高の2%以上である企業等をいう。
4. 主要な金融機関とは、過去3年間のいずれかの事業年度における連結借入総額が連結総資産の5%以上である金融機関をいう。
5. 多額の報酬または寄付とは、過去3年間のいずれかの事業年度において、取締役、監査役報酬以外に、個人は10百万円以上を、法人・団体は総収入の2%以上を受領している場合をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

[更新](#)

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

[更新](#)

監査等委員を除く取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬総額の限度内で、個々の取締役の職責および実績をベースに経営内容や経済情勢等を勘案して決定しております。また、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を付与する株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別報酬は開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

監査等委員を除く取締役の報酬等については、株主総会で決議された報酬総額の限度内で、個々の取締役の職責および実績をベースに経営内容や経済情勢等を勘案して決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

補佐する専任スタッフは配置しておりませんが、連携して監査を行う内部監査室が適宜適切な情報の共有や事前説明を行うなど社外取締役のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会と監査等委員会という枠組みの中で迅速な意思決定及び業務執行を目的として執行役員制度を導入しております。

取締役会は、9名の取締役で構成され定期的に開催し、経営目標や経営戦略等を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、法令や定款に規定される事項の決議及び業務執行状況等、経営上の重要事項について監査等委員に積極的に意見を求める運営を行い、公正かつ客観的な判断を確保しつつ報告・審議・決議を行っております。監査等委員会は、3名の監査等委員(うち社外取締役は2名)で構成され、コーポレート・ガバナンスのあり方と業務執行状況を監査し、取締役を含めた経営の日常的な活動の監査を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員設置会社であり、取締役による的確な意思決定と迅速かつ機動的な業務執行を行う一方、監査等委員による客観的かつ中立的な監視により公正かつ客観的な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの十分性及び実効性を確保していると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	本社ホームページに招集通知を記載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会を年2回開催し、各回につき60～70人程度のアナリストや機関投資家が参加しております。その他、個別ミーティングやスマートミーティングを適宜開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明資料(英文)、月次実績等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室副理事 廣澤渉 経営企画室参事 麻生基貴 経営企画室主事 瀬良哲也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の役員行動規範として、全てのステークホルダーを視野に入れて社会的課題に自主的に取り組むことが当社の社会的責任の遂行であると明記し、全従業員に同規範を記載 したカードを携帯させています。また、取引先との健全な関係性を維持し、高い企業モラルを確立するために、ビジネスパートナー対応マニュアルを制定し、運用しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「地域に生活するより多くのお客様の、衣食住遊を豊かにする商品及びサービスの提供を通じ、お客様の生活と幸せの向上に貢献すること」を経営理念の第一として掲げております。 この理念の具現化には、お客様、従業員、取引先、投資家、地域社会などの各ステークホルダーとの健全且つ良好な関係を築くこと、また社会の一員である企業としてその責任を全うすることが重要であり、その方法の一つとしてCSR活動を実施しております。大規模災害 発生時には、義援金の寄付や緊急支援物資の送付などを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、個人情報取扱事業者でありJISQ15001に準拠したコンプライアンス・プログラムを遵守し、個人情報の厳正な管理を行なうとともに、外部業者に業務を委託し情報を提供する場合は、外部委託規定に則した対応を行なっています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制体制に関する基本的な考え方>

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、内部統制システムを構築していく所存です。

<内部統制体制の整備状況>

(1)当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 法務部を中心に全体的なコンプライアンスの推進・教育・研修の実施を行い、すべての取締役及び使用人がコンプライアンスの精神・考え方を充分理解し、透明な企業風土を構築する。

ロ. 法令違反等の不正行為を未然防止、早期発見・早期解決のために内部通報制度の活用を促進する。

ハ. 内部監査を通じて、業務実施状況の実態を把握し、法令・定款及び社内規程に準拠して適性・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証する。

(2)当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び文書取扱規程などに基づき、定められた期間保存する。

ロ. 個人情報の管理については、プライバシーマークの取得の機会を当社及び主要な子会社で活用し、ID・パスワード導入・アクセス制御の設定・アクセスログの管理など情報システムを構築し、強化を図る。帳票の廃棄処理についても大型シュレッダーを設置し、個人情報の流出を回避すると共に、顧客の信頼を得られる体制を構築する。

(3)当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

さまざまな損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備することにより、損失の危険を最小限にすべく対応を図る。下記のリスクにおける事業の継続を確保するため、体制を整備する。

イ. 火災などの災害により重大な損失を被るリスク

ロ. 取締役及び使用人の不適正な業務執行リスク

ハ. 基幹コンピュータシステムが正常に機能しないことによるリスク

(4)当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

イ. 経営計画を達成するため、取締役の担当業務を明確にし、職務の執行の効率化をはかる。

ロ. 重要案件については、取締役会の付議前に部門毎のミーティングの積極活用によって、充分討議を重ね、取締役会に付議し、意思決定を行う。

(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 「役員行動規範」を策定、周知徹底しており、遵守状況についてモニタリングを行う。

ロ. 規程に基づき職務権限の割り当て及び人員及びプロセスの業務分掌を合理的に行う。

ハ. 各子会社の状況については、会議規程に基づき開催する各経営会議で報告を行うほか、財務・内部統制、リスクの状況について当社の取締役会に報告する。

二. 適切な経営管理を行うと共に、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて外部の法律事務所による専門的見地からアドバイスを受ける体制を整備する。

(6)監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、監査等委員会と協議の上、適切な人材を配置し、取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性を確保するものとする。

(7)当社及び子会社の取締役並びに使用人が監査等委員会への報告に関する体制

イ. 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じ社内会議に出席し、重要な報告を受けることができる。

ロ. 当社又は子会社の取締役並びに使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実及び法令・定款に違反する重大な事実を発見した場合は、速やかに監査等委員会に報告する。

ハ. 内部通報制度による通報情報や不正事故等の事故情報についても、当該担当者が速やかに監査等委員会へ報告する。

(8)前号の報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、前号の報告又は内部通報をした者に対して、当該報告又は当該内部通報を理由として不利な取扱いを行わない。

(9)監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生じた費用等は、職務の執行に必要でないと証明できる場合を除き、速やかに処理を行う。

(10)その他監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

イ. 代表取締役と監査等委員会は、相互の意思疎通を図るため、隨時会合していく。

ロ. 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査部門と意見交換を密にして連携を保ち、各監査業務が効率的かつ実効的に行われるよう相互協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

<反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方>

当社及び子会社では、反社会的勢力排除に向けた取組みについて「役員行動規範」において以下のとおり宣言し、これを当社グループ全使用人に周知徹底しております。社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの関与は断固として拒絶し、これらの活動を助長する行為は一切行わず毅然とした態度で対処する。

<反社会的勢力排除に向けた整備状況>

(1)当社及び子会社では反社会的勢力による不当要求に対しては、当社法務部で対応することとし、法務部内に不当要求防止責任者を設置して

あります。

(2)同責任者を中心に警察署・埼玉企業暴力防止対策協議会・顧問弁護士等との緊密な意思疎通と連携をもとに反社会的勢力の情報の収集、同勢力の排除を進めるとともに、その被害防止を図っております。

(3)当社及び子会社では「役職員行動規範」を携行用カードにして全使用人に配布すると共に研修等を通じてその内容の徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) コーポレート・ガバナンス体制およびリスク管理体制

当社は、経営上の意思決定、執行及び監督に係るガバナンス体制に加え、昨今のコンプライアンス上のリスク管理の重要性が高まっている状況を受け、コンプライアンスを含めたガバナンス体制・リスク管理体制の整備および運用の強化に努めております。

コンプライアンス委員会(平成20年9月設置)は、経営企画室長を委員長とし、顧問弁護士を含む8名の委員で構成されており、毎月開催されています。

同委員会では、報告された事故情報の共有及び再発防止策の精査など、コンプライアンス上のリスク管理を目的に運営され、取締役会の審議内容および代表取締役の判断内容については助言、ライン部門の業務については改善や停止を命令する権限を保持しています。また、リスク情報の収集、リスク認識、状況把握、再発防止・未然防止策の策定などのリスクマネジメントをよりスピーディ、効果的に行うため、法務部においてリスクマネジメント業務を行っております。その他、情報集約体制の強化を目的として、内部通報制度に外部窓口(顧問弁護士)を設け匿名性を担保する等、体制をより機能させる運用フローを整備しております。加えて、コンプライアンス意識の向上を目的に、外部の専門家を活用した勉強会の実施等の教育機会の充実、及び人事政策の見直しに継続して取り組んでおります。

(2) 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資家などの外部のステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるようガバナンス体制を含めた社内体制の充実に努めています。

具体的には、金融商品取引法および有価証券上場規程とその関連法令、適時開示や内部者取引規制に関連する内閣府令等の各種法令を遵守するとともに、当社の社内規定である「内部者取引防止規程」に基づき、会社情報の適時開示を行っております。

イ. 決定事実:

重要な決定事実については、原則として毎月開催の定時取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、迅速な決定を行っております。決定された重要事実については、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従い、情報取扱責任者を含む管理本部および経営企画室にて開示要否を検討し、開示が必要な場合には、迅速に行うように努めています。さらに、必要に応じて内部監査室による内部監査、会計監査人による会計監査およびアドバイスを受けており、正確かつタイムリーな会社情報の開示に努めています。

なお、決定事実のうち、経営企画室が主導する案件については経営企画室が、その他については管理本部が開示情報の原案資料を作成した上で、互いの部門にて内容を吟味し、情報取扱責任者が最終的な内容の是非を判断しております。

ロ. 発生事実:

重要事実が発生した場合には、当該発生事実の認識部署から速やかに法務部と経営企画室に情報が集約され、管理本部や関連部門に連絡されます。連絡された情報は、当該事実の内容の確認・検討を経て、取締役会・代表取締役社長へ報告が行われます。発生事実については、適時開示規則に従い、情報取扱責任者を含む管理本部および経営企画室にて開示要否を検討し、開示が必要な場合には、迅速に行うように努めています。

また、必要に応じて内部監査室による内部監査、会計監査人による会計監査およびアドバイスを受けており、正確かつタイムリーな会社情報の開示に努めています。

なお、発生事実のうち、経営企画室が主導する案件については経営企画室が、その他については管理本部が開示情報の原案資料を作成した上で、互いの部門にて内容を吟味し、情報取扱責任者が最終的な内容の是非を判断しております。また、特にコンプライアンスに係る内容については、法務部を通じてコンプライアンス委員会にも報告され、開示要否等の評価・助言を得て、開示担当部門にその内容が報告されます。